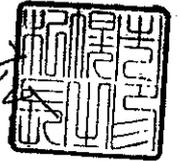


札幌市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和7年3月26日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第23号

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例（令和6年条例第21号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和7年4月27日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。